

令和3年度

第3回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和3年9月28日

石巻市農業委員会

第3回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和3年9月28日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 農地の現状変更届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 9 議案第 7号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

閉 会

出席委員（19名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	8番	高橋千代恵	委員
9番	伏見さと子	委員	10番	佐々木洋	委員
11番	遠藤章一	委員	12番	岡田正男	委員
13番	今野真理	委員	14番	後藤嘉伸	委員
15番	前野利春	委員	16番	今野勝夫	委員
17番	日野智	委員	18番	伏見晃也	委員
19番	三浦孝一	委員			

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
26番	首藤勝博	委員	27番	山口修一	委員
28番	齋藤忠直	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	32番	高橋信一	委員
33番	石川雅洋	委員	34番	山田茂樹	委員
35番	勝又功	委員	36番	西條健一	委員
37番	榊田有司	委員	38番	西條勲	委員
39番	阿部正展	委員			

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

31番 渡邊孝彦 委員

事務局職員出席

西城芳光	事務局長	渋谷幸伸	事務局次長
渡辺和子	事務局長補佐	齋藤敏幸	主幹
村上浩則	主任幹事	保理裕宣	主任主事
山本万里	主任主事	菅井泰弘	主任主事
若井慎太郎	主事		

○西城芳光事務局長 ただいまから令和3年度第3回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○西城芳光事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○西城芳光事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後1時36分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により議長を務めさせていただきます。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は19名であります。渡邊孝彦農地利用最適化推進委員から欠席の報告がありました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号5番佐藤克美委員、6番高橋由佳委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上発言をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第2号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いいたします。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

去る9月14日火曜日、午後1時30分から午後1時40分まで、当会議室におきまして農家相談委員会を開催いたしました。新規就農の資格審査に関わる相談者はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま農家相談委員会委員長から新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、日程第2、報告第2号 農地の現状変更届出についてを報告いたします。議案書は2ページから3ページになります。事務局から報告願います。

○菅井泰弘主任主事 報告第2号 農地の現状変更届出についてご報告いたします。

今月の受理件数は1件で、田から畑にするため1mの盛土をし、野菜を作付するものでございます。以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号を終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

議案書は4ページから5ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○菅井泰弘主任主事 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

番号1番、申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は宅地となっております。平成26年に相続をした時点で、既に住宅が建っていたものです。また、建物の登記は昭和62年7月に建設となっております。非農地となって20年以上が経過した土地であります。

番号2番、申請地は都市計画区域外の農振農用地区域外にある土地で、登記は畑、現況は原野となっております。高齢のため耕作が不能となり、原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による現地調査の結果について、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 それでは、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご報告申し上げます。

9月15日の農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに書類審査した結果、今後とも農地として利用される可能性はなく、非農地として証明可能と判断をいたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案2件について、願い出のとおり非農地である旨の証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案2件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案書は6ページとなります。事務局から議案の内容について説明をお願いいたします。

○若井慎太郎主事 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番をご説明いたします。

番号1番は、譲渡人の所有地処分による農地の売買です。申請地は、田1筆、面積894㎡です。

書類審査及び現地調査をした結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会委員長から委員長審査の結果について報告をお願いいたします。

○佐藤克美農家相談委員長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査結果についてご報告いたします。

去る9月14日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査を行いました。9月の案件は、売買による所有権移転の申請が1件ありました。このため、農地法第3条の許可要件につきまして、申請書類及び9月9日に各地区の農業委員並びに事務局職員により実施いたしました農地調査報告書などに基きまして、慎重に審議、審査したところ、いずれも適正なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は7ページから8ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いします。

○菅井泰弘主任主事 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご説明いたします。

本件は、当初計画者が平成12年12月20日付、宮城県（石産）指令第164号で工場用地として許可を取得しましたが、財政状況の悪化に伴い、当初計画どおりに事業を進められなくなったため、一部を承継者が住宅敷地として転用し、残りを当初事業者が資材置場と駐車場に計画変更し、承認申請をするものであります。なお、承継者からは、別途農地法第5条許可申請書が提出されております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会委員長より現地調査並びに審査結果について報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり承認相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について承認相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は9ページから10ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いいたします。

○菅井泰弘主任主事 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

転用目的は、駐車場及び資材置場として自己転用するものです。農地区分は、小集団の生産性の低

い農地であることから第2種農地と判断できます。なお、既に転用されていることから、始末書が提出されております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から現地調査並びに審査結果について報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてをご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は11ページから15ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、転用目的は、住宅敷地として所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

番号2番、転用目的は、公共工事に伴う水道埋立て工事用仮設通路として賃借権を設定するもので、一時転用になります。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

番号3番、資料は12ページからです。転用目的は、太陽光発電施設用地として賃借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断できます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会委員長から現地調査並びに審査結果について報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案3件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案3件について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第6号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は16ページから25ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いいたします。

○齋藤敏幸主幹 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

別添、令和3年度農用地等利用集積計画一覧表を基に説明させていただきます。1ページを御覧ください。番号1番から番号2番、中間管理事業による一括方式による集積、宮城県農地中間管理機構へ集積を行い、転貸するための案件2件、25筆、約2.6ha。

2ページを御覧ください。番号1番から番号3番、相対による集積、貸手から認定農業者等に直接農地集積を図る案件3件、49筆、約2.9ha、以上利用権設定。

貸借期間、10年。

10a当たりの賃借料、金銭によるもの、田、1万1,000円から1万5,000円、畑、3,696円から4,480円となっております。

3 ページを御覧ください。番号 1 番から番号 3 番、認定農業者等への所有権移転 3 件、7 筆、約 1. 1ha。

10 a 当たりの単価、23万2,000円から40万1,000円での売買となっております。

今月の受付合計は 8 件、81 筆、約 6. 5ha。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において、計画を審議したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具などが備わっている認定農業者などであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の 2 件、利用権設定の 3 件、所有権移転の 3 件について、承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、初めに一括方式について審議いたします。議案書は 16 ページから 18 ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式 2 件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案一括方式 2 件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、利用権設定について審議いたします。議案書は 19 ページから 23 ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定 3 件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案利用権設定 3 件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議いたします。その中に農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの件を審議したいと思いますが、これに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、初めに所有権移転の番号2番を議題といたします。議案書は24ページになります。議席番号■番■■■■■■委員は退席をお願いいたします。

（■番■■■■■■委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案番号2番についてご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案番号2番については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■■■委員は入場をお願いいたします。

（■番■■■■■■委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） 議席番号■番■■■■■■委員に申し上げます。本案番号2番については、原案のとおり承認することに決しましたので、報告をいたします。

次に、所有権移転のうち、ただいま決しました番号2番を除いた番号1番及び3番の2件について審議をいたします。議案書は24ページ及び25ページとなります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転2件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転2件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第7号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第9、議案第7号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

議案書は26ページから52ページになります。事務局から議案の内容について説明をお願いいたします。

○山本万里主任主事 議案第7号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明いたします。

本案は、農地法の運用についての第4に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか

否かについて判断を求めるものであります。

今回提案する317件につきましては、昨年度までの農地利用状況調査の結果により、調査分類Bの再生利用が困難と見込まれる農地に判定される石巻地区の農地であります。

判断を求めるに当たり、農地調査委員会において航空写真による確認を実施しました。その結果、田15筆、1万3,759㎡、畑302筆、18万5,225㎡、合計317筆、19万8,984㎡が山林、原野化し、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難なもの、また周囲の状況から見てその土地を復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地には該当しないと見料するものであります。

また、今回非農地と判断されたものについては、その所有者、県、市及び法務局に対して、対象地は農地に該当しない旨を通知し、登記地目の変更を促すとともに、対象地を農地台帳から削除することになります。

なお、議案提出に当たり、本来であれば位置図を添付するところではありますが、筆数が多いこと及び広範囲であることから、議案書に添付することができませんでした。確認のための資料として、公図を重ねた航空写真を会場外に用意しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果の報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 議案第7号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において、対象農地を航空写真で確認し、農地法の運用についての第4の規定に基づき審査した結果、非農地にすべきものと判断しました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（三浦孝一会長） それでは、議案の精査に入ります。

会場西側出入口に航空写真を用意しておりますので、適宜確認をお願いいたします。休憩は設けませんので、議案の精査は5分程度で終えるようお願いいたします。

[精 査 午後2時05分～午後2時13分]

○議長（三浦孝一会長） 皆さん、座席にお戻りいただいたことでもありますので、先ほど事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。各委員に確認をいただいた本案についてご意見、ご質問はございませんか。

はい、どうぞ。

○石巻2区保原政美委員 このたび私も調査員になって、8月20日から10日余りかけて農地現状調査

しました。そうしたら、前年の方を参考に入れて、台帳と地図を見ながら、調査、推進委員の協力の下にやったのですけれども、私調べたのは1,893筆あったのですけれども、その中で132件が現況相違があるのです。それからあと、記録なしというのが36件、あと現地不確認が17件、合わせて185件ほどあったのですけれども、その中で懸念していたのが今回の議案に上がってきた中で、38ページの150番、山林になっているけれども、現況は水産加工場の敷地内の一部にここはなっております。

それから、162番、これも山林とありますけれども、栗、梅、檜木が、果樹が2分の1ぐらい栽培されてきました。

それから、44ページの223番と225番、226番の、これも全部山林となっていますけれども、現況は223番がカヤ、小さい木が生えていて、私たち推進委員は原野と見ました。それから、225番、226番については、現況は区分番号3、いわゆる草刈ればすぐ畑にできる、再生できる土地。

それからあと、241番、これは面積が2,645㎡とあるのですけれども、野菜が大体2分の1ぐらい、それからその他は果樹で梅とか、柿とか、栗とかが栽培されてきました。

あと、それから249番、250番、251番、252番、この土地においては海岸線のすぐそばにある土地で、震災時は瓦礫の資材置場とかに使用されていて、撤去後は今現在は砂利を含むきれいな更地になっているのです。山林ではございません。これ私も見て、推進委員の方と見て歩いて、疑問が多々あったものですから、もう一回私がお案内しますから、私一人の判断でなく、農業委員会の職員がお案内しますから、今回はこの点を除いてもらって、再度所有者なりときちつと確認をする、そぐわないということであれば非農地にしてもいいのかなと私判断します。その辺、検討してください。

以上です。

○議長（三浦孝一会長） それでは、事務局。

○山本万里主任主事 そうしましたら、今お話のありました農地のうち、44ページの223番、山林ではなくて原野ではないかというところは、原野に直して通知のほうを発出したいと思います。残りのところにつきましては、審議結果のところ、右端にあるかと思うのですけれども、農地、非農地の判断をここですべきなので、農地として一旦そのまま置かせていただいて、今後のパトロールの結果を見ながら進めていくということではいかがでしょうか。

○議長（三浦孝一会長） 保原さん、どうでしょうか。

○石巻2区保原政美委員 私は了解です。

○議長（三浦孝一会長） では、事務局、了解ということなので、今おっしゃったとおりで今後進めていただきます。

農業委員の皆さん、今保原委員さんのほうから現状と違うと、去年見た状況と異なっているというような状況が大分あるということなので、一応今おっしゃられた農地をもう一度再調査するというふうな、来年やるようになりますか、今年できるのですか。

○山本万里主任主事 発出につきましては、法務局との調整の上で、もう今年の方はこれで終了の予

定でございますので、来年以降になる予定です。

○議長（三浦孝一会長） それでは、本案は、先ほど指摘されましたもの以外は全部で300件ぐらいになりますか、その件につきましては非農地とすることで異議はないか皆さんにお諮りをします。先ほど保原さんから意見があった件については、来年の調査に委ねるということになりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 了解しました。よろしく願いいたします。

山田委員。

○石巻1区山田信悦委員 石巻の山田でございます。ただいまの件なのですけれども、今年度は現地調査を行わないということでございますので、それとなれば1年後ですよ。そうなれば、現況とかなり違いますよね。その辺、皆さんの意見を求めたいのだけれども、1年後にまたやるという格好で、恐らくもっと伸びているかもしれないです。今保原さん言うようにそのままであればいいけれども、恐らくもっと伸びているかもしれないです。その辺はやっぱり皆さんで判断したほうがいい。

以上です。すぐするならいいんですけどもね。

○議長（三浦孝一会長） では、皆さん、今山田委員さんのほうからそのような、1年後ということではちょっとという、現況が変わるのではないかとというふうなご意見ございましたけれども、いかがでしょうか。

事務局。

○渋谷幸伸事務局次長 今この段階で非農地であると判断したものだけ、今回非農地通知を発出するのであって、今現状農地だという判定がされるのであれば、今回は非農地の判断がつかないということになるので、今の調査か来年の調査かということではなく、今現在農地、非農地をどう判断するか、ということだと考えております。保原さんには、どの農地か確認のため、ページ数と番号をお願いします。

○議長（三浦孝一会長） 皆様、今事務局のほうからそういうご意見がございましたけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） では、すみませんけれども、保原さん、番号をお願いします。

○石巻2区保原政美委員 では、座ったままで、38ページの番号150番、次が162番、44ページの223番、225番、226番、次が46ページの241番、249番、250番、251番、252番。

以上です。

○議長（三浦孝一会長） ありがとうございます。

○石巻2区保原政美委員 非農地としての判断が難しいものは全部で9筆かと思います。

○議長（三浦孝一会長） 事務局は大丈夫ですか。

○渋谷幸伸事務局次長 では、再度確認いたします。38ページ、150番。

○石巻2区保原政美委員 前もそうなのですけれども、今回調べたのは、そこに水産加工場が建っています、その工場は昨年10月倒産して、今何か再建の方が利用してはいますけれども、その敷地内です。その水産加工場の敷地内で、山林と書けるところではないということです。

○渋谷幸伸事務局次長 では、1筆ごとに確認します。農地かどうかという判定を今必要としていますので、150番については、現況、山林ではなくて、事業敷地のようであり、農業委員会の判断で雑種地とはできないので、今のところ農地のまま据え置くということになります。

続いて、39ページ、162番。

○石巻2区保原政美委員 現況は、これは山林になっていますけれども、果樹で栗とか梅が2分の1ぐらい栽培されています。

○渋谷幸伸事務局次長 では、畑ということですね。登記簿と同様畑のままであり、ここは農地のままと考えます。

続いて、44ページ、223番。

○石巻2区保原政美委員 223番、これも山林になっていますけれども、現況は私が見る限りではカヤとか、小さい木が生えていまして、原野なのかなと、何か山林化していない気がします。

○渋谷幸伸事務局次長 では、現況、原野。原野ですれば非農地という判断がつきますので、これは非農地と判断できればと考えます。

○石巻2区保原政美委員 次の225番、226番は、草が30センチぐらいしか生えていなくて、いわゆる刈れば野菜が栽培できるというような判断をしました。

○渋谷幸伸事務局次長 ということであれば、農地のまま据え置くというのがよろしいのではないかと考えます。

この次が、46ページ、241番。

○石巻2区保原政美委員 これは、面積が2,645㎡ございまして、2分の1ぐらいが、10aぐらいは野菜が栽培されていて、その他は果樹で梅とか、柿とか、栗とかが栽培されていました。到底山林とは、私は思えなかったのです。

○渋谷幸伸事務局次長 というお話であれば、現況は畑というふうに判断し、農地とすべきと考えます。

次は、249番。

○石巻2区保原政美委員 249番から252番まで、この4件についてはつながっている土地で、大震災のとき、これは海岸線に隣接した土地で、船着場のすぐ脇にある土地なので、ここは震災の瓦礫置場とか、復興のために利用されていて、終了後は砂利を含む覆土されて、現況は更地になっています。到底山とは判断できません。ただ、畑としてこれから栽培するのはどうかというのは、疑問も出ますけれども。

○渋谷幸伸事務局次長 そういった状況でしたら、ここの現況地目は山林ではなくて原野という形で、恐らく砂利もあるということでしたら非農地と判断したほうがよろしいのではないかと考えます。

○石巻2区保原政美委員 249番については、その砂利という状態の上に資材置場として船が置かれています。船が置いてありました、漁業家の方だったから。

○議長（三浦孝一会長） 事務局いいですか。

○渋谷幸伸事務局次長 整理したものを今お話しします。保原委員から意見があった点につきまして、まず38ページ、150番については一旦農地として据え置いて、次の39ページ、162番も農地として据え置きます。

続いて、44ページですが、225番と226番、これは農地として据え置きます。ただ、223番は原野ですので、非農地という判断をします。

それから、46ページの241番、これも果樹、畑ということでしたので、農地のまま据え置きます。

そして、今問題になっていたのが249から252番、これですが、見かけ非農地のようにすけれども、本来は農地として正しく転用などの処理が必要なものというふうに今我々は判断したいと考えておりますので、この場では非農地とすべきではないと、農地のまま据え置いて、後の指導対象というふうに考えますが、よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（三浦孝一会長） 今事務局のほうから説明がありましたが、317件判断を、317件非農地の記載ということで判断を皆さんにおおいだわけですけれども、このうち9件、これは農地というふうな判断でございますので、317件から9筆を差し引いた308件ですか、これについては非農地と判断することをご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） それでは、308件を非農地と判断することで決定をいたします。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。
これをもちまして令和3年度第3回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時38分 閉会